

TOKYO働き方改革宣言

ライフワークバランスを推進し、多様性を尊重した勤務体系を実現する事により、自己の成長を通して、会社の成長に繋げる働き方改革に取り組みます。

令和3年1月7日

国際マネジメントシステム認証機構株式会社

目 標

働き方の改善

1か月あたりの平均法定外労働時間数12時間以下を目指します。繁忙期においても法定外労働時間20時間以下を目標に業務に応じて在宅勤務を取り入れ、効率が良くなる働き方を工夫します。

休み方の改善

年次有給休暇の平均取得率65%以上を目指します。定期的に休暇に関する情報を発信し休暇を取得しやすい風土を作ります。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・残業が慢性的にならない様、管理職が毎月状況を確認し、解消に努めます。
- ・各自ノー残業デーを週に1日以上または、月間営業日の20%以上設定します。
- ・在宅勤務制度の整備とフレックス勤務制度の見直しを行い、柔軟な働き方を明文化します。

休み方の改善

- ・休暇取得の少ない社員へ定期的に連絡をし、取得を促します。
- ・GW、夏季、年末年始や各部署の業務閑散期を捉え、業務に支障のない範囲で連続休暇取得を推奨します。
- ・ボランティア、地域貢献活動等を支援する休暇制度の整備をします。